試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						
合計						

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ハに掲げる機能をいう。

［２　略］

［削る］

３　［略］

４　［略］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表略］

［注１～３　略］

［削る］

４～10　［略］

［２の２・２の３　略］

［削る］

試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						
合計						

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２　同左］

３　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、３（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

４　［同左］

５　［同左］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表同左］

［注１～３　同左］

４　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、３（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

５～11　［同左］

［２の２・２の３　同左］

３　機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	ＭＮＰ転送機能に算入する営業費の額	ＳＭＳ伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費				
電気通信の啓発活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				